北名古屋市監査公表第３号

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定による定例監査の結果に基づき講じた措置について、北名古屋市長から通知があったので、同条第１４項の規定により、その内容を別紙のとおり公表する。

　　令和５年１月２７日

北名古屋市監査委員　吉　野　修　進

北名古屋市監査委員　ま み や 文 枝

５　北　財　第　６　号
令和５年１月１８日

北名古屋市監査委員　吉　野　修　進　様
北名古屋市監査委員　ま み や 文 枝　様

北名古屋市長　太　田　考　則
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和５年１月６日付け５北監第１号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜財政課＞

１　【指摘事項】

⑴　契約事務について

受理した文書の受付印漏れ及び回議漏れが散見し、検査調書の作成漏れがあった。

２　【措置状況】

⑴　指摘事項については、今後、適正な文書受付手続及び事務処理を行うとともに、検査調書については作成漏れのないように適正な事務処理を行います。

５北税第　　４３ 号
令和５年１月２０日

北名古屋市監査委員　吉　野　修　進　様
北名古屋市監査委員　ま み や 文 枝　様

北名古屋市長　太　田　考　則
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和５年１月６日付け５北監第１号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜税務課＞

1　【指摘事項】

⑴　その他

自動車の臨時運行許可に際し貸与する仮ナンバーについて、長期未返納が複数件発生しているため、督促、回収及び失効の事務処理に関し、必要な手順を整理のうえ、具体的な基準や期間等を定めて適切に対応するよう検討されたい。

2　【措置状況】

⑴　指摘事項については、具体的な基準や期間等を定めた事務マニュアルを作成し、適切に対応できるよう是正しました。

５北収第２９号
令和５年１月１６日

北名古屋市監査委員　吉　野　修　進　様
北名古屋市監査委員　ま み や 文 枝　様

北名古屋市長　太　田　考　則
（公　印　省　略）

定例監査の結果に係る措置状況について（通知）

令和５年１月６日付け５北監第１号で定例監査結果の報告を受けたことについて、措置を講じたので地方自治法第１９９条第１４項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

＜収納課＞

１　【指摘事項】

⑴　支出事務について

　徴収員が使用するための携帯電話を２台契約しているが、現在の徴収員は１名で常時１台しか使用しないため、使用していない携帯電話は解約することを検討されたい。

２　【措置状況】

⑴　指摘事項については、職員が差押等で外出した際に市役所との連絡に私物の携帯電話を使用していることを改め、徴収員専用としている携帯電話を職員の事務連絡用として活用することにより有効利用を図ります。